

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人江戸川学園
②設置大学名称	江戸川大学
③担当部署	江戸川学園 法人事務局 江戸川大学 総務部企画総務課
④問合せ先	04-7152-9970
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.edogawa-u.ac.jp/about/public_info/governance_code.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
—	—

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
—	—

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神及び教育理念、教育目的は学則・大学案内・Web ページ・学生便覧等で明示し、学内外へ周知を図っている。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」をWeb ページ及び学内規程、学生便覧等において公表し、これらに整合する教育課程を学則別表第2に定めるとともに、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーにより、ディプロマ・ポリシーとの関連性を可視化している。 また、学修成果（到達目標）や評価基準をシラバスに明記し、厳格な成績評価に基づき、教務委員会及び教授会の審議を経て、学長が卒業認定を行っている。さらに、アセスメントプランの検証・見直しを行い、外部アセスメントテストを導入した。これにより3つのポリシーの検証を行うことで、教育方針の策定から教育課程の実施、学修成果の把握・評価、改善に至る一連の仕組みを構築し、実質化の流れを確立している。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学経営会議規程、学長室会議規程、教授会規程等を定め、学長のリーダーシップを円滑に実現するための組織体制を構築している。また、各種委員会を設置し、それぞれの権限及び役割を明確にすることで、大学運営に係る重要事項を適切に審議する体制を整備している。これにより、意思決定プロセスの透明性及び適正性を確保している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教学、学生支援、質保証、DX 推進等の各種委員会に教員及び職員がともに委員として参画する体制を整備している。これにより、教職協働による適切な役割分担と円滑な連携・協力を図り、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を実現している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SD の年間計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修会、授業見学会（ピア・レビュー）等を実施している。また学内外の研修への積極的な参加を促すとともに、各教職員が自らの課題に応じてテーマを選択できるようオンデマンド教材を活用し、計画的な研修受

	講を推進している。
--	-----------

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学及び本学園を取り巻く環境の変化や社会情勢を総合的に捉え、将来像を見据えた中期計画を策定している。さらに、計画の実効性を高め、進捗管理を適切に行うため、主要業績評価指標 (KPI) および最終目標 (KGI) をはじめとする具体的かつ定量的な評価指標を設定し、定期的な進捗確認と PDCA サイクルによる計画進行管理を行っている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の進捗状況及び達成状況を把握し、その結果を事業報告書に掲載している。また、監事による監査を受けた上で、理事会及び評議員会に報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、建学の理念「人間陶冶(※)」のもと、全学生へのノート PC の貸与を基盤とした高度な ICT 教育、初年次からのキャリア支援教育、資格取得支援等の充実により、社会の要請に応える人材の育成に取り組んでいる。(※)「人間としての優しさに満ち、普遍的な教養と時代が求める専門性により社会貢献できる人材の育成」
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「地域に開かれた大学」として、全世代を対象とした生涯学習の場を提供しており、公開講座の開催、流山市と連携した「子育て支援員研修」や「ながれやまスポーツフェスタ」、「流山市若者まちづくりプロジェクト」などの協働事業に主体的に取り組んでいる。これらの取り組みを通じて、地域課題の解決や活性化、社会・文化の振興に寄与している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	障害学生や留学生をはじめとする多様な学生を受入れるため、障害学生支援室、国際交流センター、キャ

	リアセンター等の組織を設置するとともに、バリアフリー化をはじめとする施設・設備等を整備し、多様な学生の受入れ体制を整えている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	現在、評議員 10 名のうち 4 名の女性を登用している。持続可能な経営基盤の強化に向け、意思決定層への女性参画率向上に配慮した組織運営を実施している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の定数、属性、構成割合、資格を寄附行為に定め明確にしている。評議員会を理事の選任機関と定めて、選考にあたっては、候補者の専門性や選任理由を明示し、評議員会で客観的かつ厳正な審議を経て決定している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営方法及び役割、理事の職務を寄附行為に定め明確にしている。また評議員会（選任・監督機関）の職務も寄附行為に定め、役割分担を明確にすることで、健全で持続可能な協働体制を確立している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会開催前に事前に資料を送付、また理事会の他に学園経営会議、理事打合せ等を定期的の実施しており、情報提供及び共有の体制が整っている。審議事項のみならず法改正等の必要な情報提供を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事、会計監査人については、選任・職務等を寄附行為に定め、理事会で候補者を審議、評議員会の決議により選任しており、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査実施に必要な事項を監事監査規程ならびに内部監査規程に定め、同規程に基づき監査を遂行している。監事、会計監査人及び内部監査室間の定期的な協議・意見交換の実施により連携体制を確立している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事、会計監査人間の情報共有や、内部監査室及び関連部署が連携し十分な情報提供を行っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定め明確にしている。 評議員は評議員会の決議で選任されるが、事前に理事会が候補者の適格性と選任理由を審査・推薦することで、選任手続きの透明性を担保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、職務を「寄附行為」に定め明確にしている。 理事会から重要事項に関する事前説明や情報提供を受け、適切な審議、諮問及び意見表明を行っている。また必要に応じ理事長、代表業務執行理事・監事との活発な質疑応答・意見交換を通じて、建設的な牽制と協働体制の確立に努めている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会の開催に際しては、資料を事前送付するとともに、理事会での審議状況や法改正等の情報を提供する等、円滑な情報共有を図っている。審議事項に限らず幅広く情報提供を行える体制を整えている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	江戸川大学災害応急対策要領、江戸川大学防災等危機管理委員会要項を定め、防災訓練、備蓄整備を実施している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	規程の整備、内部通報窓口の設置、及び危機管理室を設置し法令遵守体制を整備している。危機管理室においては、理事長、理事を中心とした構成で、大学を始めとした設置校の様々な事案について情報を一元化し対応方針を検討している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	社会に対する説明責任を果たすために、適切な情報公開について規程を定めている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・受験生、卒業生、保護者・地域社会等、ステークホルダー別に情報を集約し、Web ページ等で効果的な発信に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
—	—